

知って納得！

有料老人ホーム 選び方 マニュアル



有料老人ホームを選ぶには、どのような知識が必要でしょうか。

住み替えが必要になった時、ご自身やご家族が困らないために早めに情報収集しておくことが重要です。

ご自身にあった住まいを安心してお選びいただくための基礎知識や急いで住み替える場合でもトラブルに合わないためのチェックポイントをご紹介します。



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

<https://user.yurokyo.or.jp/>

有老協

検 索



1. 高齢期の住まいとは

高齢期の住まいにはいろいろな種類があります。それぞれの住まいの特徴を確認し、ご自身に合った住まいを選択しましょう。

	施設・住まい	対象者	特徴
民間施設・住まい	有料老人ホーム	元気な方 要支援の方 要介護の方	・介護、食事、生活支援等のサービスを受けることができる。 ・4つの類型（介護付（一般）・介護付（外部）・住宅型・健康型）があり、要介護時のサービスの提供方法が異なる。 ・契約内容や価格（料金）は、ホームごとに異なる。
	サービス付き 高齢者向け住宅	元気な方 要支援の方 要介護の方	・安否確認と生活相談サービスが必須のサービスで、バリアフリー構造や一定の面積、設備等が定められている。 ・必須のサービス以外は、住まいごとに利用できるサービスの内容が異なる。 ・契約形態や価格（料金）は、住まいごとに異なる。
	認知症高齢者 グループホーム	要介護（認知症） の方	・認知症の高齢者が、5～9人以内を1グループとし、共同生活を送る。 ・入浴や食事等の日常生活上の介護サービスを受けることができる。
福祉施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人 ホーム）	要介護3以上の方 ※要介護1・2でも一定 の要件を満たせば特 例的に入所可能	・常に介護が必要な寝たきりや認知症等の高齢者が入所。 ・入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	要介護の方	・症状が慢性期にある高齢者が、リハビリテーションを中心に、看護、医学的管理の下で介護、機能訓練、必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。 ・3か月ごとにケアプランを作成し、自宅での生活への復帰をめざす。
	介護医療院	要介護の方	・長期にわたる療養を必要とする高齢者が、一定基準を満たした施設で、介護その他の世話及び機能訓練、必要な医療を受けることができる。
	ケアハウス （軽費老人ホーム）	元気な方 要支援の方 要介護の方	・日常生活を行なうことはできるが、身体機能が低下しつつあり、自立した生活が不安な高齢者が利用する。 ・介護が必要となった場合、ホームが提供する介護サービス（特定施設入居者生活介護）を利用しながら生活することができるものと、外部の介護サービス（訪問介護等）を利用しながら生活することができるものがある。



福祉施設への入居を希望する場合やご自宅で介護保険サービスを利用しながら住み続ける場合のご相談は、お住いの市区町村の介護保険担当窓口や「地域包括支援センター※」をご利用ください。
※高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らせるよう、介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職員が介護保険の利用方法や日常生活支援などの相談に対応しています。

2. 有料老人ホームとは

有料老人ホームでは下記のような様々なサービスを提供します。ホームでどのようなサービスが受けられるかを確認しましょう。

食事サービス

- 食事の提供
- 特別食の提供
- 治療食の提供
- 介護食の提供



介護サービス

- 身体介護
(食事・排泄・入浴・身だしなみ)
- 家事サービス
(居室の清掃・洗濯等)
- 入退院時及び
通院の付き添い
- 機能訓練



アクティビティ

- お誕生日会や
日帰り旅行等
イベントの
実施
- コーラスや
カラオケ、
体操、絵画等
のサークル
活動



生活支援サービス

- フロントサービス
(来訪者の受付等)
- 家事サービス
(居室の清掃・洗濯等)
- 代行サービス
(買い物や
行政手続き等)
- 不在時の居室管理
- 安否確認
- 入院中のサービス(洗濯物交換等)



健康管理サービス

- 健康相談
- 服薬管理
- 医療機関との
連携・緊急時
の対応



生活相談サービス

- 日常の生活相談全般



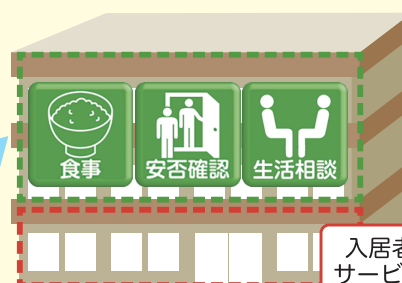
有料老人ホームには、①ホームの介護・看護職員から、包括的に介護保険上のサービスを受ける「介護付有料老人ホーム」と、②必要に応じて入居者が外部のサービス事業所と契約して介護保険サービスの提供を受ける「住宅型有料老人ホーム」などがあります。

① 介護付有料老人ホーム

ホーム内で
介護サービス提供



② 住宅型有料老人ホーム



入居者が必要な介護
サービスを選んで契約

外部の介護保険事業所の
サービスを利用



3. 現在の状況をチェックしよう

「現在の状態は？いつから？どこで？どんなサービス？」などの条件を整理し、希望に合うホームを探しましょう。現在の状況やホームへの入居に関する考え方をご自身とご家族とで話し合っていくことは、お互いの心の準備のためにも大切なことです。

現在の状態は？ 状態把握から始めましょう！

- ☐ 年齢
- ☐ 住所
- ☐ 要介護度
- ☐ 認知症の有無
- ☐ 現在の病状・診療科目(既往歴)

いつから？ 元気な時と要介護認定を受けた後では求めるサービスや費用が異なります！

- ☐ 自分でホームを選び、元気なうちに入居したい。
- ☐ 自分でホームを選び、介護が必要になったら入居したい。
それまでは生活の支援や介護サービス等を受けながら自宅で生活したい。
- ☐ 自分の健康状態等によって、家族の選択にまかせたい。



どこで？ 現在のお住まいの近くやなじみのある場所等、範囲を決めましょう！

- ☐ 自宅を中心とした場所
- ☐ 自然・景色が豊かな場所
- ☐ 家族・親族が通しやすい場所
- ☐ 交通の便、公共施設の多さ等、利便性のよい場所

どんなサービス？ 重視する点(サービス等)をしっかりと確認しましょう！

- ☐ 日常の安否確認や見守り
- ☐ ホーム内での社会性・コミュニケーションの機会
- ☐ 栄養やバランス等に配慮した食事の提供や治療食への対応
- ☐ 希望に合った生活支援サービスの提供
- ☐ レクリエーション等を通じた生活機能の向上、介護予防
- ☐ 医療機関との連携体制
- ☐ 家族等への連絡や報告方法
- ☐ 個人情報の取り扱いやプライバシーへの配慮
- ☐ ホーム運営に関する入居者や家族の意見反映の機会や仕組み
- ☐ 職員数や専門職の配置等の職員体制
- ☐ 訪問介護等の外部の介護サービス事業所が提供するサービス内容やホームとの連携状況
- ☐ 医療依存度が高い方(胃ろう、在宅酸素等)への対応



- ☐ 通院時の付添いや外出支援
- ☐ 希望に合った介護サービスの提供
- ☐ 認知症ケアへの取り組み
- ☐ 服薬管理や医療支援が必要な方への対応
- ☐ 終末期の看取りへの取り組み

4. 必要な費用を知って、資金計画をたてよう

有料老人ホームを利用するためには、

(1)家賃 (2) 管理費 (3) 食費 (4) 介護費 (5) その他の費用、等 が必要です。

【必要な費用】

家賃	居住する居室、その他共用施設を利用するための費用で、居室の広さや共用施設の種類の多さ、立地等により価格に差がある。
管理費	建物・共用施設等の維持管理費や事務費、事務部門や生活支援サービス(例：居室清掃など)提供のための人件費。
食費	食材費、厨房人件費、厨房維持費等が含まれる。喫食分を支払うのが一般的で、食事をとらなくても厨房人件費等を一定額支払うホームもある。
介護費	要支援・要介護認定者は、介護保険サービス利用時に、要介護度に応じた自己負担分を支払う。
その他の費用	光熱水費、通信費、アクティビティ参加費、介護関連費(おむつ等の消耗品費等)、医療費、等

【支払い方法】

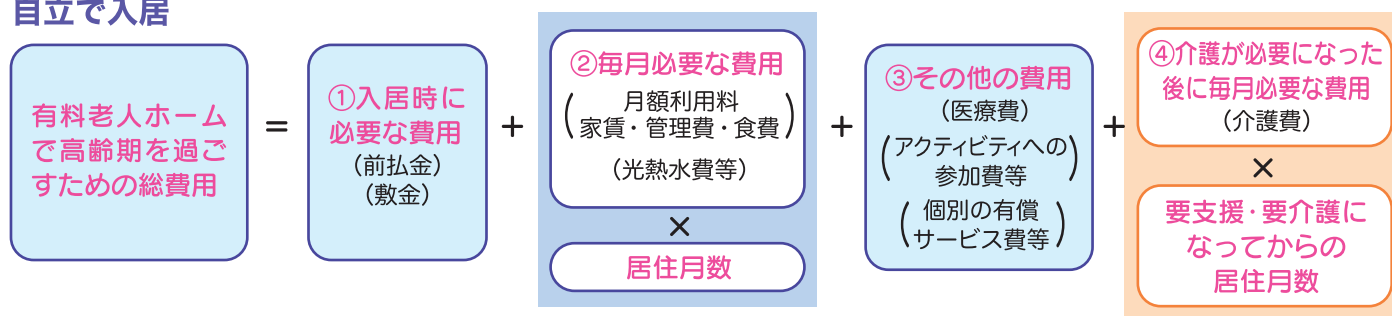
①入居時に必要な費用と②毎月必要な費用を確認し、ご予算に合った支払い方法を選択しましょう。

全額前払い方式	終身にわたって支払う家賃等を入居時に支払う。 長期間分の家賃等を一括して支払うため、入居時の支払いは高額になることもあるが、その分毎月の支払額は抑えられる。
一部前払い・一部月払い方式	家賃等を入居時に一部を前払いし、残りを月払いで支払う。
月払い方式	家賃等を月払いで支払う。

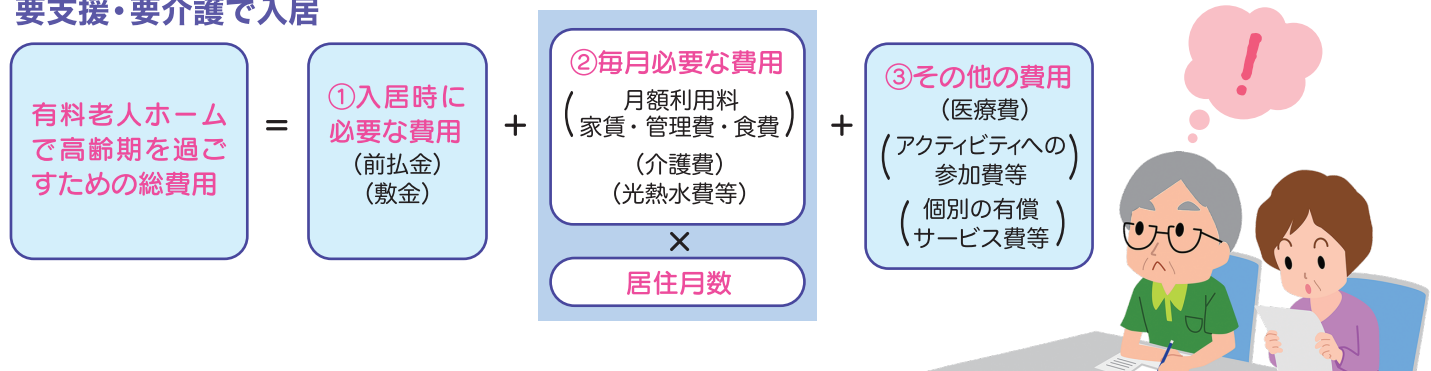
■支払いイメージ

「一部前払い・一部月払い方式の場合」(東京都「あんしんなっとく有料老人ホームの選び方」を基に改編)

自立で入居



要支援・要介護で入居



必要な費用を確認後、資金計画について整理してみましょう。

資金計画表

①入居時に一括して支払う費用についての計画<収入>

自宅等の売却	万円
預貯金	万円
退職金	万円
生命保険等	万円
その他	万円
うち、入居時に割り当て可能な金額 (十分な余裕をみて考えてください)	万円



②入居した後の生活費についての計画
<月々の収入>

公的年金	円
個人年金	円
収入(給与等)	円
家族の援助	円
預貯金取崩し	円
その他	円
月々の収入予想額 合計	円

<月々の支出>

家賃(毎月支払う場合)	円
管理費	円
食費	円
介護費	円
光熱水費	円
通信費	円
交際費・娯楽費	円
その他	円
月々の支出予想額 合計	円

※医療を受ける場合は、別途自己負担が発生します。



有料老人ホームの情報は、インターネットで検索し集めることができます。
様々な機関で情報提供していますので、ご活用ください。



公益社団法人全国有料老人ホーム協会 ホームページ



厚生労働省 ホームページ

公益社団法人全国有料老人ホーム協会(有老協)

<https://user.yurokyo.or.jp/>

ホーム検索や有料老人ホームに関するよくある質問等の閲覧ができます。(詳細は10ページ)

厚生労働省

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

全国の介護サービス事業所や地域包括支援センター等の閲覧・検索ができます。

都道府県等のホームページ

URL は希望する地域の都道府県で検索

各都道府県等が届出ホームの一覧を公表しています。

5. 見学のチェックポイント

希望するサービスを整理し資金計画を立てたら、ホームからパンフレット等を取り寄せましょう。ホーム選びにあたって、パンフレットだけではわからないことが多くあります。見学や体験入居でこれからの生活をイメージし、ホームの雰囲気が自身に合うか等も確認しましょう。

急いで住み替えをする場合でもオンライン見学のみとせず、ホームに足を運び下記の項目について確認してください。

ホーム見学のチェックポイント

立地

- ✓ 最寄り駅からホームまでの距離
- ✓ 交通手段(バス、タクシー等)
- ✓ 周辺の環境・利便性
- ✓ 送迎車両の有無・頻度
- ✓ 協力医療機関からホームまでの距離

設備

- ✓ 段差や手すりの有無
- ✓ 廊下幅、エレベーターの広さ
- ✓ 共用施設の充実
- ✓ 耐震、防火設備等
- ✓ 建物の衛生面(清掃状況、臭気、騒音等)

雰囲気

- ✓ 入居者数・要介護度別人数
- ✓ ホーム内の雰囲気(静か、落ち着いた感じ等)
- ✓ スタッフの雰囲気
(明るさ、マナー、施設長の人柄等)

サービス

- ✓ 介護サービスを提供する職員体制
- ✓ 夜間の職員配置
- ✓ 安否確認や状況把握の方法
- ✓ 認知症、リハビリが必要になった時の対応
- ✓ 終末介護や看取りへの対応

居室

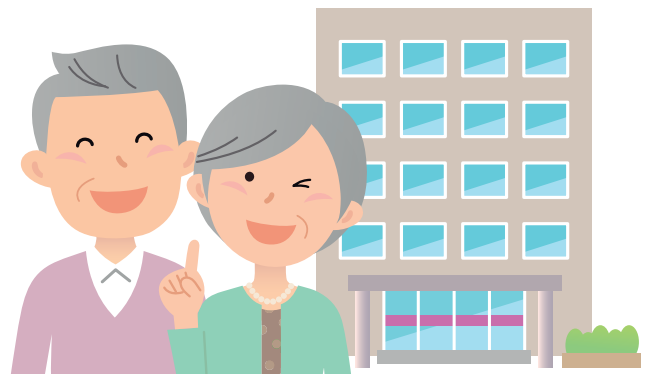
- ✓ 間取りの使いやすさ・設備
- ✓ 採光・騒音・通気・臭気・清掃状況
- ✓ 緊急通報装置の位置

食事

- ✓ 食事メニュー・味・量・時間帯
- ✓ 治療食・介護食への対応
- ✓ 配膳方法・介助の様子

その他

- ✓ 入居者・家族の意見反映の機会や仕組み
- ✓ レクリエーションの頻度
- ✓ 外出・外泊の自由度
- ✓ 家族等の面会方法・回数の制限



6. 安心して有料老人ホームを選択するために

ホーム選びで確認すべきこと

本協会では入居者の安心と安全を守る観点で以下の項目からなる「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」を策定しました。あんしん宣言を自主宣言したホームは入居者の安心と安全を守るために取り組んでいるホームです。本協会ホームページでは、自主宣言ホーム（本協会会員ホーム対象）を公表しています。以下の項目についてホームが遵守しているか確認しましょう。

当ホームは、「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」を遵守します。

有老協・有料老人ホーム あんしん宣言

1. ホームの運営理念を策定し、周知しています
2. 情報公開をしています
3. 入居者の権利を擁護しています
4. 職員の業務スキル向上に取り組んでいます
5. 適正な入居契約を締結しています
6. 当ホームが入居者の安心と安全を守るため、運営上特に力を入れている事項は以下の通りです

令和 年 月 日

設置者名: _____

ホーム名: _____

◇ホームの運営理念を策定し、周知している

◇情報を公開している

- ・体験入居の機会がある（満室時を除く）
- ・入居契約書・管理規程等を公開・交付している
- ・決算書等の閲覧を実施している

◇入居者の権利を擁護している

- ・入居者等の個人情報について法令に基づく個人情報保護の定めがある
- ・入居者の権利擁護（プライバシー、虐待防止等）を規程等に成文化し、職員・入居者・家族等へ周知している
- ・苦情対応規則がある
- ・外部の苦情処理機関を周知している



◇職員の業務スキル向上に取り組んでいる

- ・職員研修計画表や人材育成関係規程等があり、その中に資格取得支援に関する規定がある

◇適正な入居契約を締結している

- ・入居契約書に利用料等の改定ルールがある
- ・契約解除規定で、長期入院者に対する契約解除等の恣意性を排除している
- ・居室の住み替えがある場合、住み替え規定がある



気をつけたいホームとは

以下の項目に該当する場合は、ホームから納得するまで説明を求めましょう。

- ◆行政への届出がされていない
- ◆十分な説明をしてくれない
- ◆契約を急がせる



- ◆スタッフの態度が良くない



- ◆重要事項説明書にある生前解約の人数が多い
- ◆重要事項説明書等を渡してくれない
- ◆貸借対照表や損益計算書を見せてくれない



7. 重要書類のチェックポイント

入居後に費用・契約等に関するトラブルに合わないため、申し込みや契約にあたって事前に入居契約書や重要事項説明書等で確認しましょう。

☑ 欄	チェック項目	メモ欄
☐	入居契約書・管理規程・重要事項説明書・サービスの一覧表を交付している。	
☐	入居申込金を支払う場合、入居前の契約解除時は、既受領金の全額を返還することが明記されている。	
☐	権利金等の対価性のない金品は受領していない。	
☐	前払金を支払う場合、以下の項目について明記されている。 ☐ 費用の内容 ☐ 償却期間（償却開始日） ☐ 返還金の計算式 ☐ 返還金に対する保全措置の内容と発動条件 ☐ 短期解約特例 （入居後3か月以内の契約終了の場合、居住期間以外の全額返還）	
☐	契約終了後、返還金や敷金は何日以内に誰に返還されるか明記されている。	
☐	月額費用の金額と内容が明記されている。	
☐	月額費用の改定方法が明記されている。	
☐	前払金や月額費用に含まれないサービス費用や実費負担費用の金額と内容が明記されている。	
☐	不在時の月額費用の取扱いが明記されている。	
☐	入居後に居室を住み替える場合の判断基準や手続きの内容、追加費用等が明記されている。	
☐	入居者から解約する場合の解約予告期間が明記されている。	
☐	ホームからの契約解除の内容が明記されている。 （例：他の入居者への迷惑行為等）	
☐	退去時の原状回復費用の負担の有無とその内容が明記されている。	

有料老人ホームの入居契約内容は複雑な場合もあります。そのような時はお気軽に相談機関や信頼のおける第三者に相談し、納得のいく住まいを選択してください。全国有料老人ホーム協会では、住まい選びのご相談を受け付けています。



8. 公益社団法人全国有料老人ホーム協会のご案内

本協会は、老人福祉法30条に規定された団体として有料老人ホームを安心して選択いただくために、様々な事業に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

有老協に相談しましょう。

高齢者向け住まいに関する相談・苦情等を電話、手紙、FAX、ホームページ内のお問い合わせフォーム、面談（要予約）でお受けしています。ご相談は無料です。

ご相談・
お問い合わせ **TEL.03-3548-1077**
FAX.03-3548-1078

受付時間(月・水・金曜日10時～17時) 祝日・年末年始を除く
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14
アイ・アンド・イー日本橋ビル7階



輝・友の会に入会し、高齢者向け住まいの情報を集めましょう。

高齢者向け住まいに関する継続的な情報提供を目的に「輝・友の会」を運営しています。関心がある方はどなたでも入会可能で、入会金や年会費は無料です。

特典

- ◎「有料老人ホームの基礎知識」「輝・ニュース」の送付
- ◎メールマガジンの定期配信(毎月)
- ◎会員事業者が主催するイベント情報を提供
- ◎ホーム体験入居割引券のプレゼント
- ◎ご希望ホームの資料送付サービス



「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」を自主宣言しているか確認しましょう。

本協会では、厚生労働省の補助金事業で、「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」を策定しました。この宣言は、入居者・消費者のホームに対する意識調査結果から抽出し、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」が定める規定に照らし、策定したものです。

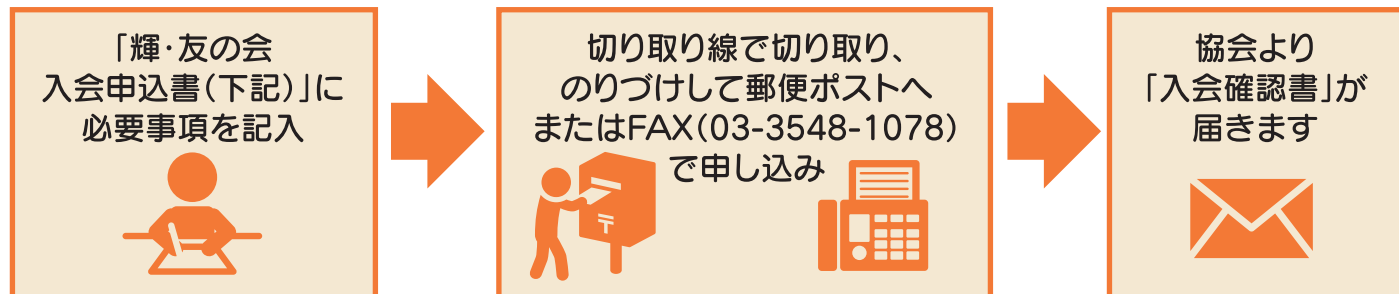
ホームを選択する際は、ホームが「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」を自主宣言しているかをご確認ください。

<https://www.yurokyo.or.jp/anshin.php>

輝・友の会入会についてのご案内

有料老人ホーム等への関心がある方はどなたでも入会できます。入会金や年会費は無料です。
下記「入会方法」をご確認のうえ、ぜひお申し込みください。

入 会 方 法



※入会を希望される場合は、「輝・友の会会則(裏面)」を必ずご確認ください。
※ご記入いただいた個人情報の利用目的は、「輝・友の会会則第8条(個人情報の取り扱い)」をご確認ください。
※業務上の目的による法人や、営利目的での個人の入会等はできません。



輝・友の会 インターネットでの入会お申し込み

https://user.yurokyo.or.jp/tomonokai/form_02.php



◎お問い合わせ TEL.03-3548-1077

受付日時 月・水・金曜日10時～17時(祝日・年末年始を除く)

輝・友の会会則は裏面をご覧ください。

「輝・友の会」入会申込書

会則に同意し、以下の通り「輝・友の会」に入会を申込みます。

お名前

西暦 年 生まれ 性別 男 ・ 女

〒

ご住所

お電話

メール
アドレス

※協会からの情報は上記メールアドレス宛にお送りします。メールアドレスをお持ちでない方は下記□に必ず✓をしてください。

☐ 書類による情報の送付を希望する

【ダイレクトメールの送付について】

※「輝・友の会」会則第8条第5項に定める、協会登録ホームからのダイレクトメールの送付についてご希望をお伺いします。(いずれかの□に必ず✓をしてください。)

☐ ダイレクトメールの送付を希望する

☐ ダイレクトメールの送付を希望しない

ご記入頂いた個人情報については、ご本人の同意なく会則に定める目的以外には使用いたしません。

斜線部分には
のりを塗らないでください

輝・友の会会則

(目的)

第1条 公益社団法人全国有料老人ホーム協会(以下「本協会」という。)は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(以下「ホーム」という。)に関心のある方に対して、継続的にホームの情報を提供する目的で「輝・友の会」を設置・運営します。

(入会資格)

第2条 輝・友の会会員(以下「会員」という。)は、本会の目的に賛同し、ホームの入居に関心のある個人とします。

(入会の手続き・入会制限)

第3条 入会希望者は、本会則の内容を承諾した上で、所定の申込書に必要事項を記入し、本協会に申し込むものとします。なお、第1条の「目的」に合致しない方(業務上の目的による法人や営利目的での個人の入会等)のご入会はお断りさせていただきます。

2 本協会は、前項の申込を完了した入会希望者に対して、入会確認書を発行します。

(会費)

第4条 入会金および会費は無料です。

(会員の特典)

第5条 会員は、以下の特典を受けることができます。(1)本協会が発行する情報誌やメールマガジン、高齢者向けのイベントや情報等のご案内(2)本協会に登録しているホームの体験入居割引 ※割引の有無、内容はホームにより異なります(3)会員が希望する本協会登録ホームの資料の送付 ※本協会登録ホームからの提出がある場合に限りです

(申込事項の変更等)

第6条 会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど入会時の申込事項に変更があった時には、速やかに本協会にその内容を届け出るものとします。

(会員資格の継続・退会等)

第7条 退会を希望する会員は、電話・文書等で退会の意思を本協会に伝えるものとします。なお、退会の事務手続には一定の期間を要するため、退会の申し出後も一定期間情報の提供が行われる場合があります。

(個人情報の取り扱い)

第8条 本協会は、会員の個人情報については個人情報保護法を遵守し、かつ本協会が定めた個人情報保護方針及び個人情報保護規程等に基づいて個人情報を取り扱い、その管理と利用を適切に行います。

2 会員から取得する個人情報の内容は、本協会が公表する「個人情報一覧表」の「個人情報内容」に記載した事項のうち次のものとします。

①氏名、②性別、③年齢、④住所、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦メールアドレス

3 本協会は、前項の個人情報を、本協会が公表する「個人情報一覧表」の「利用目的」に記載した次の利用目的に利用します。(1)第5条(会員の特典)に関する案内及び送付(2)協会出版物の送付(3)本協会が実施する各種アンケート調査・匿名化した上での統計分析

4 本協会は、前項の送付に際して、適切な契約関係にある第三者に対し、発送作業の委託を行う場合があります。

5 第3項以外の利用として、本協会会員事業者の登録ホームのダイレクトメールを、当該ホームから直接送付する場合があります。この場合、以下に定めたとおりとします。

①送付対象となる輝・友の会会員は、ご入会時に本協会登録ホームの資料送付についてあらかじめ同意をいただいた方です。②送付されるダイレクトメールについて、あらかじめ個別ホームや地域の特定を行うことはできません。③ダイレクトメールの発送作業はすべて本協会事務所内で行うため、外部へ名簿の持ち出しは行いません。④本協会の名簿を利用しての送付であることが分かるよう、宛名シールの下部に本協会名を付すものとします。

6 本協会は、会員からの個人情報の開示、訂正、追加、削除、消去、第三者への提供禁止の請求がある場合は、個人情報保護規程の規定に従って適切に対応します。

7 本協会は、会員が退会又は会員資格を失効した場合は、前項の規定による請求の有無にかかわらず、遅滞なく、当該会員の個人情報を個人情報保護規程の規定に従って適切に廃棄します。

(禁止行為)

第9条 会員は、輝・友の会において得た情報を営利目的または公序良俗・法令に反する用途に利用はできません。

(退会)

第10条 会員が下記事項に該当すると本協会が認めた場合、予告なく退会の手続きをとらせていただくことがあります。(1)各種案内等が送付または送信できないとき(2)第2条の入会資格を偽って入会したとき(3)会員が第9条に該当する行為を行ったとき(4)その他、輝・友の会の運営上支障を生じると本協会が判断したとき

(その他)

第11条 本協会は本会則の内容等を変更し、輝・友の会のサービスを停止または廃止することがあります。この場合、会員への通知後2週間以内に会員から退会の意思表示がない場合は、本会則変更等に対する同意があったものとみなします。

2 本協会は登録ホームから提供された情報について、その責任を負いません。

3 会員への情報提供の遅延・未達による一切の損害に対して、本協会は責任を負いません。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会において行います。

附則 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 本規則の改正は、平成26年11月1日から施行する。

3 本規則の改正は、平成29年6月1日から施行する。

4 本規則の改正は、平成30年3月1日から施行する。

✂(切り取り線)

✂(切り取り線)

協会登録ホームからダイレクトメールの送付を希望された場合のお取り扱いについて

輝・友の会会則第8条5項(上記参照)の内容は以下のとおりです。

①送付対象となる輝・友の会会員は、ご入会時に本協会登録ホームの資料送付について、あらかじめ同意をいただいた方です。

②送付されるダイレクトメールについて、あらかじめ個別ホームや地域の特定を行うことはできません。

③ダイレクトメールの発送作業はすべて本協会事務所内で行うため、外部へ名簿の持ち出しは行いません。

④本協会の名簿を利用しての送付であることが分かるよう、宛名シールの下部に本協会名を付すものとします。

シール表示例

〒103-0027
東京都中央区日本橋 3-5-14
協会 太郎 様
20000
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階

※ダイレクトメールの送付を希望しない方は、「輝・友の会入会申込書(中面)」の「ホームからのダイレクトメールは送らないでほしい」に✓をしていただければ、送付されることはありません。

(山折り線)

✂(切り取り線)

料金受取人私郵便



差出有効期間
2023年6月
30日まで
(切手不要)

103-8790

914

東京都中央区日本橋3-5-14
アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
公益社団法人
全国有料老人ホーム協会
「輝・友の会入会」係

